

「高等教育の修学支援新制度」及び「日本学生支援機構奨学金」 2026年度在学採用<春・一次採用>申込み説明会

申込みを希望する学生は、説明会に参加の上、手続きをしてください。

◆高等教育の修学支援新制度

家庭の経済事情により大学に通うことが難しい学生や多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）を対象に、授業料等減免や給付型奨学金（返還義務なし）を支給する制度です。

◆日本学生支援機構奨学金

卒業後に返還が必要な「貸与型」奨学金です。

第一種奨学金（無利子で借りる）と第二種奨学金（有利子で借りる）があります。

対象学生

日本人学生と外国籍学生のうち以下の在留資格の人

<対象在留資格>法定特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等、

「家族滞在」の人は条件付きで可（詳しくはお問い合わせください）

※在留資格が「留学」の人は申し込むことができません

開催日と場所

開催日	時間	場所
4月6日(月)	16:40~17:30	71B 講義室(7号館1階) ※予定 ※場所変更の場合は、メール・学内掲示でお知らせします。
4月7日(火)		
4月9日(木)		

いずれかの日に参加してください

説明会参加申し込み

右のQRコードから事前に参加希望日を送信してください。

※2026年度入学生は、入学後(4/1以降)に参加申し込みができます

送信期限:参加希望日の9:00まで

<注意!>継続手続きではありません。新規申し込みの場合のみ送信してください。



<大学 Microsoft アカウントからのみ送信できます>

⇒⇒説明会に参加した後、決められた期日までに手続きをしてください。

高等教育の修学支援新制度に関する補足説明(2026年度一次採用)

- 家計基準(収入基準・資産基準)と扶養する子どもの数により決定された支援区分に応じて、以下の支援が受けられます。

支援区分	給付型奨学金(月額)		授業料等免除/減免額	
	自宅通学	自宅外通学	授業料	入学金 ^{※1}
第Ⅰ区分	38,300円	75,800円	全額免除 ^{※2}	全額免除 ^{※3}
第Ⅰ区分(多子)				
第Ⅱ区分	25,600円	50,600円	第Ⅰ区分の2/3減免	第Ⅰ区分の2/3減免
第Ⅱ区分(多子)			全額免除 ^{※2}	全額免除 ^{※3}
第Ⅲ区分	12,800円	25,300円	第Ⅰ区分の1/3減免	第Ⅰ区分の1/3減免
第Ⅲ区分(多子)			全額免除 ^{※2}	全額免除 ^{※3}
第Ⅳ区分(多子) ^{※4}	9,600円	19,000円	全額免除 ^{※2}	全額免除 ^{※3}
多子世帯	0円	0円	全額免除 ^{※2}	全額免除 ^{※3}

※1 入学金の減免は入学後3か月以内の申請に限ります。

※2 本学の授業料全額免除額は年額60万円(半期30万円)、管理栄養学科は年額64万円(半期32万円)です。

※3 本学の入学金の全額免除額は20万円です。

※4 第Ⅳ区分は多子世帯に限ります。

- 扶養する子供の数と世帯年収は住民税情報(マイナンバー)で確認します。

申込時(2026年4月)の子どもの数と世帯年収ではありませんのでご注意ください。

⇒2026年一次採用(春)の場合

子どもの数 2024年12月31日時点の扶養する子どもの数

- ・2026年春申込み時点で年上のきょうだいが就職していても、2024年12月31日時点で扶養されていれば2026年前期は扶養する子どもの数に含まれます。
- ・2025年1月1日以降に出生した生計維持者の実子は、別途学生から申告することにより子どもに含める場合があります。

収入基準 2024年(1月1日~12月31日)の収入に基づく2025年度住民税情報

- いわゆる「103万円の壁」の見直しを踏まえ、扶養する子どものカウントの変更は?

今回の2026年一次採用は従来どおり「103万円以下」を子どもとしてカウントします。

秋の二次採用(2026年10月判定)から、大学生年代(19歳以上23歳未満)については、年収160万円以下であればカウントされます。

●「全額(2/3, 1/3)免除」されるのは学納金のうちの「授業料」だけです。

学納金には授業料のほかに「設備整備費、維持費、教育充実費、実験実習費(管栄のみ)」等がありますので、授業料が免除になっても、これらの支払いはあります。

(例) 経済学部 2 年生で多子世帯の場合

前期学納金 529,000 円 ⇒ 多子世帯で授業料全額(30 万円)免除 ⇒ 支払額 229,000 円

●特待生(学力、スポーツ)ですでに授業料免除を受けていますが支援の対象になりますか。

特待生として免除をうけた後の授業料の金額に対して、支援の対象となります。

(例) 経済学部 2 年生スポーツ特待Ⅱで、支援区分Ⅲ(授業料 1/3 免除)の場合

前期学納金 529,000 円 ⇒ スポーツ特待Ⅱで授業料半額(15 万円)免除 ⇒ 残りの授業料 15 万円の 1/3 である 50,000 円が免除 ⇒ 支払額 329,000 円

●「高等教育の修学支援新制度」を利用したことがない学生は、説明会に参加し、申込み手続きが必要です。

子どもが 3 人いても、申し込みをして審査に通らない限り、支援の対象にはなりません。

該当する学生は自ら申し込む必要があります。

●「高等教育の修学支援新制度」採用後には、毎年 10 月に支援区分の見直しがあります。

今回(2026 年一次採用)採用の支援区分の適用期間は 2026 年 9 月までです。

2026 年 10 月～2027 年 9 月の支援区分は、**2025** 年 12 月 31 日現在の扶養する子供の数と、**2025** 年(1 月 1 日～12 月 31 日)の収入に基づく 2026 年度住民税情報により見直されますので、2026 年度後期学納金の減免額は変更・停止される場合があります。

●採用、継続には「学力基準」があります。

家計基準、子どもの数が基準を満たしていても、学力基準を満たさない場合は採用、継続できません。※採用時の学力基準については、説明会でご確認ください。

●説明会の前に日本学生支援機構サイトと文部科学省 HP をご確認ください。



2026 年度に奨学金を申込予定の方
および保護者の方へ



制度について Q&A 形式で
わかりやすくまとめられています

【問い合わせ先】学務総合センター学生支援担当(コミュニティプラザ 2 階) Tel:0568-67-7244 メール:shougaku@nue.ac.jp